

アーバンスポーツによる地域活性化事業業務委託 受託者選定実施要領

1. 目的

この要領は、中心市街地の活性化を軸に、アーバンスポーツを先進的に推進することで、本市の新たな魅力を広くアピールするとともに、ウォークブルとスポーツの推進を連携させ、健康で活力あるまちづくりを実現することを目的とする「アーバンスポーツによる地域活性化事業業務」を受託する者（以下「受託者」という。）を選定するために、必要な事項を定めるものとしします。

2. 業務概要

- (1) 業務名 アーバンスポーツによる地域活性化事業業務
- (2) 業務内容 「アーバンスポーツによる地域活性化事業業務仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約日から令和7年3月31日（月）まで
- (4) 見積限度額 25,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
ただし、この額は本業務契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものであり、本業務に係る見積書を提出する際には、この額を超えてはならない。

3. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、宇部市入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 市の区域内に事業所を有する者にあつては、市税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 市の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道市県における最近 1 事業年度の都道市県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 宇部市の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
- イ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 市を当事者の一方とする契約（市以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し市が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4. 応募者の公募手続

(1) 提出書類

番号	提出書類
1	(様式 1) 参加申込書
2	(様式 2) 企業概要書
3	(様式 3) 企業実績書
4	事業者要件①の受託実績が確認できる契約書等の写
5	会社案内パンフレット
6	(様式 4) 共同企業体参加意思表明書 ※共同企業体の場合
7	(任意様式) 企画提案書 (A4 判 20 ページ程度に収めること)
8	(任意様式) 参考見積書 ※経費内訳も記載すること。

市ウェブサイトにて配布しますので、様式をダウンロードして入手してください。

宇部市公式ウェブサイト <https://www.city.ube.yamaguchi.jp>

(2) 提出部数

正本1部、副本5部（副本は複写可）

※副本については、提案者名及び提案者が特定できる情報（代表者、社章、所在地、電話番号等）を黒塗りする等して、提出してください。

(3) 留意事項

ア 応募に関して必要となる経費は応募者の負担とします。

イ この手続きの応募者が、市の業務委託に係る競争入札参加停止等の処分を受けることとなった場合、又は企画提案に際して虚偽の内容があった場合等により契約の相手方とすることが不相当と認められる場合、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わない場合があります。

ウ 提出された書類の著作権は、それぞれ作成した者に帰属します。ただし、市は提出された書類の全部又は一部を宇部市情報公開条例に基づき、公開することがあります。

エ 市が受理した企画提案書等は返却しません。

5. 質問及び回答

実施要領や業務内容に関する質問を以下のとおり電子メールで受け付けます。

- ・受付期間 令和6年5月15日（水）から5月19日（日）午後5時までに必着
- ・提出書類 質問書（様式5）
- ・提出先 sports@city.ube.yamaguchi.jp
※ メール送信後、受信確認のため、電話連絡をすること。
- ・回答期日 令和6年5月20日（月）
※ 受け付けた質問に対する回答は、ウェブサイト上で公表します。

6. 参加申込書等の受付

参加資格の要件を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、FAX 又は電子メールにより、以下の書類を提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は、件名を「アーバンスポーツ先進都市事業業務」とし、受信確認のため、送信した際は電話でその旨を連絡すること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 企業概要（様式2）

貴社のパンフレット（概要）、組織図等があれば添付すること

ウ 企業実績書（様式3）

エ 共同企業体参加意思表明書（様式4、共同企業体の場合）

(2) 提出期限

令和6年5月15日（水）から5月24日（金）午後5時までに必着

(3) 提出先

「問合わせ及び書類提出先」に同じ。

7. 企画提案書の提出

参加申込書等を提出後、参加資格決定通知を受領した者は、持参又は郵送により、以下の書類を各6部（正本1部、副本5部）提出すること。

なお、郵送の場合は封筒の表に「アーバンスポーツによる地域活性化事業業務に係る提出書類在中」と朱書きの上、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出してください。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

イ 参考見積書（任意様式） ※経費内訳も記載すること

(2) 提出期間

令和6年5月24日（金）から6月3日（月）午後3時までに必着

(3) 提出先

「問合わせ及び書類提出先」に同じ。

※ 持参による場合の受付時間は、土日を除く午前9時から午後5時まで（最終日は午後3時まで）。

8. 受託候補者の選定

アーバンスポーツによる地域活性化事業業務に係る受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査で選定します。

- ・ 審査 令和6年6月上旬を予定
- ・ 審査会場 宇部市役所（正式な日時等は応募者に後日連絡します。）
- ・ 審査方法 応募者のプレゼンテーション、企画提案書の説明、聞き取り内容及び提出された書類により、委員会において審査基準に基づき審査を行い、受託候補者を選定します。提案内容等に基づく総合点数（満点）は100点とします。評価点の平均点が60点以上を得た者の中から、もっとも評価点が高い提案者を受託候補者とします。また、2番目に高い提案者を次点者とします。なお、応募者が1者であった場合、評価点の平均点が60点以上であれば受託候補者とします。

9. 審査基準

審査における評価項目と配点は以下のとおりです。

	審査項目	評価する内容	配点
①	本事業への理解度	業務の目的や内容等を正しく理解した上での提案になっているか。	10
②	提案内容の妥当性及び充実度	【プロスポーツチーム及びアーバンスポーツ連携】 ・市、トップチームの役割・取組が整理されているか ・トッププロスポーツチームやアーバンスポーツの連携の場の創出される提案となっているか	10

		<p>【UBE URBAN SPORTS FES 2024 の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アーバンスポーツを宇部の魅力として発信し、集客につながる工夫が盛り込まれた内容となっているか。 ・提案者の強みを活かし、一流選手によるショーやコンテンツを組み合わせ、来場者がアーバンスポーツの魅力を最大限に体感できるイベント内容となっているか。 ・会場の規模等を踏まえ、イベントの企画運営が実効性のある適切な計画となっているか。 ・宇部におけるアーバンスポーツの魅力発信や本イベントの来場者獲得に向け、SNS等の効果的な活用やインパクトのある広報の制作など、PRについて創意工夫ある提案がされているか。 ・独自の自由提案が提案されているか。 	45
		<p>【スポーツ交流施設整備の事業スキームの提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベントなどが開催できる複合機能を持つスポーツ交流施設を中心市街地に整備する事業スキームが提案されているか。 ・スポーツ交流施設の機能・役割検討、プロジェクト推進手法が提案されているか。 	10
③	実施体制およびスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・市や関係機関との連絡調整を含め、業務を計画的かつ効率的に実施できる体制やスケジュールとなっているか。 ・業務実施に必要なスキルを有した人員を配置しているか。 ・過去に、同種又は類似の事業実績を有するか。 ・安定的に業務を遂行できる経営状況か。 	20
④	価格点	<p>価格点の算定式 満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 ※上記の計算式をもって算出した数値の小数点以下第2位を四捨五入した数値を得点とする。</p>	5
	合計		100

10. 留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失効又は無効となる場合があります。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合

ウ 提出書類に不備があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 提出書類の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、応募者（役員）が刑法（明治40年法律第45号）に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

カ 応募資格を満たしていないと認められる場合

- キ 本実施要領に違反すると認められる場合
 - ク その他、市が予め指示した事項に違反した場合
- (2) 複数提案の禁止
- 同応募者が複数の企画提案書を提出することを禁じます。
- (3) 辞退
- 提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出してください。
- (4) その他
- ア 応募者は、書類の提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。
 - イ 企画提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて応募者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

11. 審査結果の通知

審査結果は、審査を受けた全ての応募者に対して郵送で通知します。(6月中旬を予定)

- ※ 受託候補者として決定されなかった応募者は、通知書を送付した日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない)に、書面(様式自由。ただしA4判とする。)により、宇部市長にその理由についての説明を求めることができます。なお、回答は書面により行います。

12. 受託者の決定・契約締結

- (1) 仕様書の協議等
- 契約時の仕様は受託候補者が提案した内容を基本としますが、一部変更する場合があります。受託候補者と市が仕様を調整し、確定した上で契約を締結します。
- (2) 契約金額の決定
- 契約金額は仕様の協議結果に基づき、改めて見積書を徴取し、決定します。
- (3) その他
- 受託候補者が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167号の4の規定のいずれかに該当することとなった場合や交渉の結果契約締結までに至らなかった場合は、契約の締結を行わないことがあります。この場合は、次点者と契約の締結交渉を行います。

13. 業務実施上の注意点

- (1) 受託者は、本業務を統括する責任者(以下「統括責任者」という。)を1名配置すること。また、統括責任者は、必要に応じ、市及び関係機関との連絡調整・打ち合わせ等を行うとともに、事業管理を行うこと。
- (2) 何らかのトラブルが発生した場合、統括責任者は市と連携の上、速やかに問題解決を図ること。

14. スケジュール

募集、選定、契約等のスケジュールは以下のとおりです。

項目	日程
プロポーザル公募開始	令和6年5月15日(水)
質問書受付期間	令和6年5月15日(水)～5月19日(日)午後5時
参加表明書受付期間	令和6年5月15日(水)～5月24日(金)午後5時
質問書回答公表	令和6年5月20日(月)
参加資格決定通知	令和6年5月24日(金)予定
応募書類受付期間	令和6年5月24日(金)～6月3日(月)午後3時
選定委員会	令和6年6月上旬 予定
受託者の決定・契約締結	令和6年6月中旬 予定

15. 問い合わせ及び書類提出先

宇部市観光スポーツ文化部 スポーツ振興課

〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号

電話 0836(34)8629

FAX 0836(22)6083

電子メール sports@city.ube.yamaguchi.jp